

平成25年度 石狩市教育委員会会議（3月定例会）会議録

平成26年3月27日（木）  
第2委員会室

開会 午後 1時12分

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
委員長 徳田昌生	○		
委員 門馬富士子	○		
委員 松尾拓也	○		
委員 山本由美子	○		
教育長 鎌田英暢	○		

○会議出席者

役職名	氏名
生涯学習部長	百井宏己
生涯学習部次長	柴口史子
総務企画課長	上田均
学校教育課長	蛭谷学俊
社会教育課長	東信也
文化財課長	工藤義衛
厚田生涯学習課長	池垣旬
浜益生涯学習課長	尾崎巧
教育支援センター長	西田正人
特別支援教育担当課長	森朋代
学校給食センター長	成田和幸
市民図書館副館長	丹羽秀人
生涯学習部参事	千葉則正
総務企画課総務企画担当主任主査	吉田雅人
総務企画課総務企画担当主査	高石康弘

## 議事日程

### 日程第1 会議録署名委員の指名

### 日程第2 議案審議

- 議案第1号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について
- 議案第2号 石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について
- 議案第3号 石狩市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について
- 議案第4号 石狩市立学校管理規則の一部改正について
- 議案第5号 石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について
- 議案第6号 石狩市いじめ防止基本方針の決定について
- 議案第7号 石狩市学校給食センターの整備について
- 議案第8号 教職員の処分内申について

### 日程第3 教育長報告

### 日程第4 報告事項

- ① いじめ問題への取組マニュアル（平成26年度版）について
- ② 石狩市教育プラン後期基本計画の策定作業の進捗状況について
- ③ 委員提案制度の試行について

### 日程第5 その他

### 日程第6 次回定例会の開催日程

---

## 開会宣告

（徳田委員長）ただいまから、平成25年度教育委員会会議3月定例会を開会します。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

（徳田委員長）日程第1 会議録署名委員の指名ですが、松尾委員にお願いします。

## 日程第 2 議案審議

(徳田委員長) 日程第 2 議案審議を議題とします。

### 議案第 1 号と議案第 2 号を一括審議とする件について

(徳田委員長) 議案第 1 号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正についてと、議案第 2 号 石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正については、関連する案件ですので、一括提案を受け審議したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、一括提案のうえ、審議することに決定しました。それでは、提案報告願います。

### 議案第 1 号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について及び 議案第 2 号 石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について

(鎌田教育長) 議案第 1 号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について及び議案第 2 号 石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について、この 2 つの議案につきましては、いずれも本年 4 月 1 日付けの市行政組織再編において、「主幹」が新設されたことに伴い、関係規定について所要の改正を行うため、石狩市教育委員会事務委任規則第 1 条第 3 号の規定に基づき議決を求めるものです。詳細については、担当から説明いたしますので、よろしくご審議をお願いします。

(上田課長) 議案第 1 号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正及び議案第 2 号 石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について、ご説明いたします。資料の 1 頁をご覧ください。新年度、4 月 1 日から市の行政組織が再編され、「主任主査」を廃止し、新たに「主幹」が設けられることから、石狩市教育委員会行政組織に関する規則、第 5 条第 7 項及び第 7 条の「主任主査」を「主幹」に、また、資料の 2 頁の石狩市教育委員会職員職名規則、第 4 条第 4 号の「主任主査」を「主幹」に改めるものです。なお、施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日としています。

よろしくご審議を賜りたいと存じます。

(徳田委員長) ただいま、提案説明のありました議案第1号及び議案第2号につきまして、ご質問等ありませんか。

なし

(徳田委員長) 質疑等がないようですので、議案第1号及び第2号については、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第1号及び議案第2号については、原案どおり可決しました。

### 議案第3号 石狩市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について

(徳田委員長) 議案第3号 石狩市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について、提案願います。

(鎌田教育長) 議案第3号 石狩市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正についてですが、学校施設使用に当たり、使用者の利便性や他施設との均衡を図るため、使用料の還付に関する規定について、所要の改正を行うため、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定に基づき議決を求めるものです。よろしくご審議をお願いします。詳細については、担当から説明いたします。

(上田課長) 議案第3号 石狩市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。資料の3頁をご覧ください。学校施設を一般の利用に供する際には、応分の負担をしていただくという趣旨で使用料を設定しており、条例では、委員会が特に必要があると認めたときは、全部又は一部を還付することができることと規定しております。規則においては、使用料を還付する具体例を定めていますが、使用日の5日前までに申し出があった場合は、理由を問わず還付をしている状況にあることから、第3条第2号の「相当の理由があると認めるとき」の文言を削除するものです。なお、施行期日は、平成26年4月1日としております。よろしくご審議を賜りたいと存じます。

(徳田委員長) ただいま、提案説明のありました議案第3号につきまして、ご質

問等ありませんか。

### 質疑応答

(松尾委員) 確認しますが、条文が変わることによって、実際の現場での事務取扱が特段変わる、例えば、還付対象が広がるということではなく、既に5日前までに使わないと申請があった場合は、相当な理由があるという形で処理してきたものを、条文を実態にあわせるという理解でよろしいのですね。

(上田課長) ご指摘のとおり、これまでと運用が変わるわけではありませんが、現行規則の中で、「相当な理由がある」という規定自体、実際の運用上使っていないものですから、この文言を削ろうとするものです。

(徳田委員長) 取り消しの申請があった場合は、自動的に認めるということですね。

(上田課長) はい、5日前までであれば、ご質問のとおり認めるということです。

(徳田委員長) 他に質疑等がないようですので、議案第3号については、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第3号については、原案どおり可決しました。

### 議案第4号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

(徳田委員長) 議案第4号 石狩市立学校管理規則の一部改正について、提案願います。

(鎌田教育長) 議案第4号 石狩市立学校管理規則の一部改正についてですが、この度、学校職員の休憩時間の制度が見直され、新たに休憩時間の個別付与が出来ることとなったことから、休暇等を請求する際の関係様式に所要の改正を行うため、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定に基づき議決を求めるものです。詳細については、担当から説明いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(蛭谷課長) 議案第4号 石狩市立学校管理規則の一部改正について、その経緯と内容を説明します。北海道において、北海道学校職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正をこの度の議会に提出し、去る3月20日に可決されたところ

です。この条例改正に伴い、道立学校職員の休憩時間の制度見直しを行い、学校の実態に応じて学校長の判断により個別に休憩時間を付与できるようになりました。市町村立学校職員においても同様に個別に休暇時間を付与できる制度となります。これにより、市内小中学校の学校職員が休暇等を申請する際に当該職員の休憩時間を把握した上で休暇等の手続きを行う必要があることから関係様式に休憩時間の状況について記載することとするなど、その他文言の整理を含め、所用の改正を行うものです。お手元の資料の4頁から9頁までに具体的な様式の改正内容が記されているところです。なお、本規則の施行期日については、平成26年4月1日からと予定しているところです。以上です。

(徳田委員長) ただいま、提案説明のありました議案第4号につきまして、ご質問等ありませんか。

### 質疑応答

(門馬委員) 休憩時間制度が変わったということですが、具体的にはどういうことかももう少し詳しく説明をお願いします。

(蛭谷課長) 現行制度では、学校での休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合は60分となっており、例えば12時から13時の間休憩時間を付与しますと設定すれば、全ての職員に適用されているところです。今回の条例改正では、それを勤務の中に最低45分間休憩を入れれば良いという見直しがされました。同時に学校現場に一斉に付与されていたものを、現場では、実際にきっちり全員が休憩時間をとれるわけではないだろうということもあり、学校の実態に応じて、職員ごとに個別に休憩時間を付与できるようになります。というのが今回の制度の見直しです。ですから、今の例でいくと、全ての職員の時間が今までは、12時から13時まででしたと、それが場合によっては、ある先生については、別の時間に設定することによって、12時には勤務に従事していても、別の時間に休憩時間を振り分けられるということで休めるようになるだろうという制度改善が今回の動きです。このように職員によって個別の休憩時間が付与されることにより、休暇を申請するときに年間の有給休暇の残日数を把握する上で、この職員は何時から何時まで付与されているのかという部分を把握しないと休暇申請の手続きが正確になされないということもあり、この度、様式の備考欄に休憩時間を記載するなどして適切に手続きを行いたいという改正の趣旨です。以上です。

(門馬委員) 具体例で言いますと、例えば、「A先生は、休憩時間は11時から11時45分まで」などと、年度当初に決めるのですか。「月曜日はそうだけれど、

火曜日は違う時間に」という風にはならないのですよね。

(蛭谷課長) 現実にはそんなに小刻みに変わるものではないのですが、今までは、全員同じ時間で設定されていたから、例えば午前10時から午後2時まで休暇を取得しますとなった時に、どの先生にもその時間の中に等しく休憩時間が含まれていますから、休暇取得時間数は、どの職員も同じになります。今後は、例えば、休憩時間が3時に付与されていた場合は、先ほどの例と同じように午前10時から午後2時まで休暇をとった場合には、その時間内に休憩時間が含まれていないということになります。このように、先生によって、同じ時間帯に休暇をとっても、付与されている休憩時間に応じて、取得時間が違ってくるので、先生ごとに何時何分から何時何分までが休憩時間かを明確化できるよう様式が変わったということです。

(鎌田教育長) 市の職員ですと、一律お昼休みということになります。12時15分から13時までです。このように一括で付与している場合は分かりやすいのですが、先生によって個別に休憩時間が異なっている場合については、休暇のとり方が変わってきますので、今回はその部分を明記できるよう様式を変えたということです。

(徳田委員長) 他に質疑等がないようですので、議案第4号については、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第4号については、原案どおり可決しました。

#### 議案第5号 石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について

(徳田委員長) 議案第5号 石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について、提案願います。

(鎌田教育長) 議案第5号 石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正についてですが、先ほどと同じように、市行政組織再編における課名の変更に伴い、関係する規定について、所要の改正を行うため、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定に基づき議決を求めるものです。よろしくご審議賜りたいと存じます。詳細については、担当から説明いたします。

(上田課長) 議案第5号 石狩市スクールバス管理運営規程の一部改正について、

ご説明いたします。資料の10頁をご覧ください。このたびの行政組織再編に伴い、課の名称を変更することから、所要の改正を行なおうとするもので、第3条第2項の「厚田支所・浜益支所市民生活課長」をそれぞれ「市民福祉課長」に、第5条の「市民生活課」を「広聴・市民生活課」に、11頁の第9条も同様に「市民生活課」を「広聴・市民生活課」に改めるとともに、10頁に戻りまして、第2条のかつこ書きに「統合学校の児童生徒をいう。以下同じ。」とあるのを削除するものです。この点につきましては、統合学校とは、当初、八幡小学校や石狩中学校を想定していましたが、双葉小学校のように統合学校ですが、スクールバスを運行していないケースや、生振小学校のように、統合学校ではありませんが、スクールバスを運行しているケースがあるなど、実態とかい離している部分がありますので、文言を削除するものです。なお、施行期日は、平成26年4月1日としています。よろしくご審議を賜りたいと存じます。

(徳田委員長) ただいま、提案説明のありました議案第5号につきまして、ご質問等ありませんか。

なし

(徳田委員長) 質疑等がないようですので、議案第5号については、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第5号については、原案どおり可決しました。

#### **議案第6号と報告事項①を一括審議する件について**

(徳田委員長) 議案第6号 石狩市いじめ防止基本方針の決定についてと、報告事項①いじめ問題への取組マニュアル(平成26年度版)については、関連する案件ですので、併せて提案報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、一括提案報告のうえ、審議することに決定し

ました。

**議案第6号 石狩市いじめ防止基本方針の決定について及び  
報告事項① いじめ問題への取組マニュアル（平成26年度版）について**

（徳田委員長） それでは、議案第6号及び報告事項①について、提案報告願います。

（鎌田教育長） 議案第6号 石狩市いじめ防止基本方針の決定についてですが、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、本市のいじめの防止等のための基本的な方針を次のとおり定めたいので、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第1号の規定に基づき議決を求めるものです。よろしくご審議賜りたいと存じます。詳細については、報告事項①「いじめ問題への取組マニュアルについて」と併せて、担当から説明いたします。

（西田センター長） 議案第6号 石狩市いじめ防止基本方針の決定について説明します。基本方針の説明の前に、関連がありますことから、最初に提案事項①いじめ問題への取組マニュアル（平成26年度版）について、報告いたします。報告事項1別冊資料をご覧ください。このいじめ問題への取組マニュアルは、平成23年度より、各学校に対していじめの基本認識、未然防止、早期発見、早期対応等に関して項目ごとに認識や取組の手立て等を掲載し、周知をさせていただいています。内容については、毎年社会の動向等を勘案し、必要事項の加除・修正を行っており、この度の別冊資料は、この4月に学校へ周知する予定の平成26年度版です。おもな改正点は、資料2頁の「Ⅰ. いじめ問題についての基本認識」では、いじめ防止対策推進法に則したいじめの定義を記載し、5頁になりますが、「Ⅱ. いじめへの総合的な対応について」では、各校で作成されることになっておりますいじめ防止基本方針を謳い、方向性を明確にさせていただくことを追記しています。また、新たに15頁「Ⅴ. いじめがあった場合の事務手続き」として、軽微な事案、深刻な事案、重大事態の3つに分けて、学校が混乱しないようそれぞれの手続を記載しています。また、17頁には、全体の流れをコンパクトにしたフローチャート「いじめ報告の流れ」を掲載し、18頁には、学校における参考資料として、いじめ発見のチェックポイントを掲載し、計A4判18頁からなるマニュアルとなっています。本市においては、いじめ防止に向けて学校に対し先ずこのマニュアルが存在していることをご理解いただいた上で、議案の4頁の石狩市いじめ防止基本方針としては、いじめ防止対策推進法においては、「市町村は定めることが望ましい」との努力義務ではありますが、学校は策定を義務付けられていることや、この度道議会において可決した北海道いじめの防止等に関する

る条例においても、定めるものとしていることなどから、市としてもいじめを防止し根絶していく取組をこれまで以上に推進していくために策定しようとするものです。内容については、「はじめに」で策定の趣旨を述べ、「基本的な方向性」では、石狩市として5項目、学校として6項目を挙げ、それぞれのスタンスを明記しています。「実施する施策」については、いじめの防止といじめの早期発見、いじめへの対応とそれぞれに具体的な取組や施策を記載しています。「その他」では、市内小中学校には、毎年度初めに「いじめ問題への取組マニュアル」を周知して、各校のいじめ防止基本方針と併せて、いじめ防止に向けた取組の更なる充実を図ること、基本方針の取組や内容については、いじめ問題対策会議等で意見をもらいながら、時勢にあわせて事業等の見直しを柔軟にする姿勢を持ちつつも、3年を目途に見直すことなどを明記しています。市の基本方針、マニュアルをより学校現場で一人一人の先生方に活用していただくよう働きかけるとともに今後も学校と連携を密にしながら、いじめ問題に取り組んで参ります。スケジュールとしては、ご審議ご承認後、4月にこの市の基本方針を各校に周知し、4月以降、7月を目途に学校に基本方針を策定していただく予定でありますので、議案及び報告事項についてよろしくご審議を賜りたいと存じます。以上です。

(徳田委員長) ただいま、提案報告のありました議案第6号及び報告事項①につきまして、ご質問等ありませんか。

### 質疑応答

(門馬委員) 市としての基本方針が定められ、マニュアルがきちんとできましたので、後は実際に学校現場で各校の個々の先生がいかに活用してくださるかが課題になってくると思います。そこでスケジュールを伺いましたら7月を目途に各学校で、学校ごとの基本方針が策定されるというお話になっていきますので、是非学校で基本方針を定める際に先生全員がこの基本方針やマニュアルを理解をしていただき、そして、とにかく『学校として取り組もう』『アンテナをいっぱい張ろう』という動きにしていっていただけないかと切に願っています。

(松尾委員) 私も学校の基本方針を作る際に、こちらのマニュアルなども十分活用していただきたいと思います。また、このマニュアルは、これまでも市教委で用意してきたものということで15頁以降の事務手続の部分が今回新しく加わったということでもあります。いじめというのは社会問題にもなっているものでもあり、この問題を発端として教育委員会の制度改革などの議論も始まったところでもありますので、私どもとしても、しっかりと対応していかなければならないということで、それぞれ報告の様式等が定まっていますので、これを受けて教育委員会としてもどう対応していくかをきちんとしていきたいと思っています。

(徳田委員長) 私たち教育委員としても、きちんと取り組んでいこうということですね。私から質問ですが、未然防止が非常に重要だと思いますが、もし不幸にもいじめが起きてしまった場合に、その連絡や相談を受ける窓口として、学校では各学校なりに色々な窓口があるかと思いますが、学校には言いづらい場合の学校以外の窓口として、どういう所が考えられるのでしょうか。

(西田センター長) 先ず、学校では、学校ごとにいじめの担当者を置いていただきたいとお願いしています。ご承知のとおり年2回以上のアンケート調査もありますが、これを受けて基本的には各担任が主となって動くわけですが、普段から子どもたちのサインを見逃さないで欲しいとお伝えしているとともに、学校にはいじめに限らず何か気のついた点については、職員会議等で情報共有をするようにしております。学校以外では、年度初めに教育支援センターで設置している「いじめ通報ホットライン」の電話番号を書いた名刺サイズのカードを全児童生徒に配付しています。この中には教育支援センターのホットラインの電話番号のほか、市のこども相談センターの電話番号、24時間対応の子ども電話相談、こども専用フリーダイヤルなどのそれぞれの相談機関の電話番号を記載しています。そのようなカードを配付しています。こういったことも含め教育委員会の広報や学校だより等も通じ、広く周知しています。

(徳田委員長) そのカードは毎年度、学年が変わっても配付するのでしょうか。

(西田センター長) 毎年度、年度初めに配付しています。

(百井部長) いじめに関するご要望、ご意見を何点かいただきましたが、いじめ全体の傾向、データのなものについては、アンケートを含め何らかの形で皆様に報告したいと思います。個々の事案について、マニュアルの中で深刻、重大というような分類がありますが、それらの状況や審議の方法、公開非公開も含め適切に報告するものと、ご議論いただくものという風に検討させていただき、皆様に相談していきたいと思っています。また、市民からの相談については、センター長から答弁申し上げましたが、一般の方からいじめに対する事業も含めてご提案、ご意見もあろうかと思っています。学校ではPTAの方や外部からの意見を聴いていただくことはもとより、教育委員会としても子どもの安全・安心にかかる会議もありますので、そういう所を通して広く市民の意見を伺ってとり進めていきたいと考えております。以上です。

(徳田委員長) 他に質疑等がないようですので、議案第6号については、原案どおり可決、報告事項①を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第6号については、原案どおり可決しました。また、報告事項①を了解しました。

### 議案第7号 石狩市学校給食センターの整備について

(徳田委員長) 議案第7号 石狩市学校給食センターの整備について、提案願います。

(鎌田教育長) 議案第7号 石狩市学校給食センターの整備についてですが、給食施設の整備の基本的な考え方については、既に本会議の中で審議をいただいているところですが、今後建設事務を進めるに当たり、施設の機能を始め、規模あるいは給食の食数など、具体的な考え方について決定したいので、石狩市教育委員会事務委任規則(平成3年教育委員会規則第13号)第1条第2号の規定に基づき議決を求めるものです。詳細については、担当から説明いたしますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

(成田センター長) 議案第7号 石狩市学校給食センターの整備について説明します。議案第7号別紙をご覧ください。本市の学校給食は、3つの給食センターがありまして、以下、説明の便宜上、石狩市学校給食センターを「第1センター」、第2学校給食センターを「第2センター」、厚田学校給食センターを「厚田センター」と表現させていただきます。3つの施設はいずれも、老朽化、衛生水準、作業効率などにおいて、抜本的な更新が求められています。そのため、具体的取り組みを図るため「学校給食施設の整備の考え方」について、給食センター運営委員会に諮問し、意見を伺うなどして準備に努めてきました。これらを踏まえ、整備に関わる基本的な事項について、以下のとおり具体的な事務を進めます。施設の機能については、主にソフト面、運用面の説明です。食生活については、望ましい食習慣・栄養バランスのよい食生活のために、児童生徒への計画的・継続的な「食に関する指導」が必要であり、児童生徒の食生活を起因とする疾病が増え、昨今は親世代の欠食率も高い結果となっており、もはや子どものみではなく家族全員の健康増進のために学校・地域を通して親への食教育の必要性が求められています。1番目として、地域の「食のコミュニティ」としての施設という位置付けを考えています。学校では給食を教材として児童生徒に「食に関する指導」を行っていますが、同様に給食センターを食育センターという役割で、保護者を含む地域住民への「食育の発信・コミュニティの場」となるよう目指します。

「安全・安心な食事」、「バランスのよい食事」を知ることにより、生活習慣病予防に繋がり、石狩市民全体のQOL向上へ結びつくと考えます。そのための具体的な取組としまして、各種健康相談、食事診断などの実施や保護者を始め地域住

民への試食会の実施、また、親子料理教室、子ども料理教室などのミニ講習会の実施や体験学習として、敷地内に畑・水田を作り栽培、収穫、調理の体験学習を行いたいと考えています。また、アレルギー・小児肥満などの各種講演会・学習会の開催も考えているところです。安全・安心、栄養・献立に配慮した給食を提供するために、主食の米飯を自家炊飯方式にし、「おいしい給食づくり」を目指したいと考えております。また、安全・安心な給食のため、文部科学省の学校給食衛生管理基準に則った施設設備を設置し、栄養に配慮した給食のために、学校給食食事摂取基準に準じた献立を作成していきます。おいしい給食のために、自家炊飯で適温・適量給食を実施します。また、新設備・器具の導入では、焼き物のためのオーブンや適温給食のためには、保温・保冷食缶の導入など、また、料理別食器の導入として、カレー皿・麺どんぶり・めし椀などを用意したいと考えております。地産地消の推進として、石狩市は農水産物の宝庫でありますので、地域との連携を深めた給食づくりを目指します。そのためには、地場産物の活用をするために保冷库設備を設置し計画的な地場産物の導入を図りたいと考えています。それから、地場産物を使用した製品の開発を行います。アレルギー対応も昨今需要が増えており、生活習慣病の若年化により小児糖尿病、小児肥満の増加などもありますので、食を起因とする個々への指導の課題も増加しています。そのため給食の対応と献立における栄養相談での対応を目指します。食物アレルギーの給食の対応としては、アレルギー対応室を設置し、代替食での対応、これは、納品から配食まで通常給食とは別ルートで調理するためのエリア設置を考えています。災害時の対応では、災害時に学校給食センターが地域の災害食対応の基地となることを想定して、新施設では災害に備え、移動式ガス釜などの設備を整えセンターの一部を対応室になるようにと考えています。具体的には、移動式ガス釜の設置と炊飯室を緊急災害対応室として活用することを考えています。4頁からは、ハード面、建物の説明になります。施設整備にあたって、目指す機能を果たすために求められる施設の規模や立地場所等を下の記載のとおり想定しておりますので、その考え方について説明します。建物の面積及び用途は、1階は3,100㎡で、こちらは調理場として使います。調理能力6,000食対応の設計を考えております。2階は、1,500㎡でこちらは主に、食育センター、会議室などの用途で延べ床面積4,600㎡ですが、これらの数値は今現在想定していますプランの中での最大値です。面積の想定では、今後さらに詳しい検討がされていきます。建設場所は、石狩市花川北7条1丁目27、28、29番地、用地面積約10,000㎡です。この場所は、下の見取図の右側に当たりまして、石狩市新学校給食センター候補地と記載のある長方形のエリアです。市民図書館と茨戸川の間に位置しています。施設の規模ですが、施設整備に係るこれまでの検討経緯として、最も建築年の古い「第2センター」の建て替えについて検討してきました。その中で、新センタ

一建設のためには、法令等の要件を満たすために、同じ給食調理数の施設建設には、既存施設の床面積、敷地面積では足りないことが明らかになりました。また、建設可能な用地には特定の用途が定められており、既存の場所には建設できない状況にあることも分かってきました。建設にはそのほか、長期にわたる建設期間を要し、その間、学校給食を中断することが出来ないことから、建設用地は既存の場所ではなく、新たな用地を選定することが必要となります。第2センター建て替えに要する費用については、相当な額が見込まれています。その上さらに第1センターについても老朽化が進んでいることから、そちらの整備のためにも約10年後には同程度かそれ以上の整備費用がまた新たに必要となります。新センターの運用形態については、調理業務をはじめとして施設の維持管理や配送業務まで包括的な委託方法を取り入れるなど、効率的な運用を目指しています。仮に第2センターのみ建て替えると、新旧両施設が平行稼働することになり、維持管理運用面において満足な効率性が得られない状況となることが予測されます。以上のことから、第1センター及び第2センターを統合して新たに建設しようと考えています。給食食数についてですが、新センターの設計調理規模は現行の統合数を上限として、また稼働後は「食育センター」としての事業も付加されることから、最大調理能力を6,000食に設定して設計を進めます。特に食育センター事業においては、高齢化が進む中「食育の発信・コミュニティの場」としての需要が更に拡大傾向にあるものと考えています。いずれにしましても、調理場設備が過剰投資にならないよう設備の機種選定には十分な検証を重ね、将来にわたって効率的な事業運営を図りたいと考えています。献立の統一についてですが、従前、第1、第2それぞれ別個に独自献立で提供してきましたが、施設整備の考え方に基づき、児童生徒には、平等性、運営の効率性を勘案して、統一献立での運営と考えており、そのことにより、さらなる質的向上及び安全性の向上を目指します。場所、敷地ですが、施設機能として、新たな施設整備にあたっては、従来の「給食調理場」機能のみならず、食育推進の拠点としての位置付けが必要ですし、災害対策機能についても充実を図っています。そのために、市民図書館、児童館及び総合保健福祉センターなど既存公共施設とのネットワーク化を強化し、市民の利便性向上を目指したいと考えております。そのことから、場所の選定を行ったところです。また、給食の配送時間について、給食を調理後、2時間以内に喫食を済ませるよう法令等で定められているため、全ての小中学校に規定の時間内に配送可能となる建設場所を選定する必要があると考えています。また、市内でも場所によっては冬期間吹雪による通行止めなどが生じる区間もあることから、年間を通じて安定した給食提供ができるよう配慮することも必要と考えています。建設の条件ですが、学校給食共同調理場は、建築基準法上「工場」に位置づけられることから、建設場所は工業地域、準工業地域あるいは用途地域外に限

られます。従って、市内においてその要件を満たす場所で、なおかつ整備方針で目指す機能を果たすことが出来る立地環境を選定することが必要と考えております。また、用地選定にあたっては、電気、水道、ガス、下水道等のインフラがある程度整備されていることも建設事業費抑制のためには必要な条件です。さらに、幹線道路に近い所で且つ交通量が少ないこと、住宅地から離れていて歩行者が少ないことも安全性や配送の効率性などの観点において重要なポイントと考えております。7頁からは、スケジュールについてです。時代の要請に応える安全安心な給食を提供するために、施設整備について早急な対応が求められていることから、今後、スピード感を持って市の関係部局と調整を図りながら取り組んでいきます。本件整備事業には概ね3カ年を要すると考えており、平成26年度は、基本・実施設計、地質調査を行い、平成27年度に建設着工、平成28年度は、竣工し、年度後半には、供用開始が今の大きなスケジュール案です。最後に、今後の検討課題についてですが、老朽化の著しい第2センターの建て替えを喫緊の課題として施設整備の考え方をまとめ、具体化する中で、児童生徒への「安全・安心」な給食を公平に提供するため、またアレルギー対応など今日的な需要に応えるため、さらには効率的・効果的運営などを総合的に勘案し、第1センター及び第2センターを統合した新施設を整備することとしますが、厚田センターのあり方については、今後も引き続き地域の声を聴きながら、別途検討していきたいと考えております。以上このようにとり進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議を賜りたいと存じます。

(徳田委員長) ただいま、提案説明のありました議案第7号につきまして、ご質問等ありませんか。

## 質疑応答

(門馬委員) 今まで給食センターの整備について、検討してまいりましたが、ここに至って1頁目の機能の(1)地域の「食のコミュニティ」としての施設という考え方が新たに加わっています。全国の給食センターの中でこのような機能を併せ持つ施設のモデルのようなものはあるのでしょうか。

(成田センター長) 色々調査研究をした中では、これほど明確な目的を持ったの施設、取組については、あまり例がないと考えております。

(門馬委員) そうしますと、上手くやれば全国へ石狩発の新しいものとしてできますね。ここに記載されている『食のコミュニティ』という発想は、高齢化対応やこれからの地域のコミュニケーションの場と考えますと、とても魅力的な機能と思います。学校給食となると子どもたちということになりますが、それを越えて市民の食の質を上げようという、また、食を通じて地域のコミュニティを作ろ

うという考えだと思いますが、そうなってきますと、単に教育委員会内部での検討ということではなく、福祉担当、あるいは地域づくり、コミュニティ、ボランティア活動、農政担当の関係所管との連携も必要だと思うのですが、いかがお考えですか。

(成田センター長) 本市におきましても、食育推進のネットワーク協議会が、現在も活動をしているのですが、今後、そのネットワークを強化して市内、あるいは市内、地域の連携を強化して、もっと有機的に具体化を進めていきたいと考えております。

(山本委員) 最近の子どもたちの傾向を見ると食にあまり関心が高くないと言いますか、何でも食べられる環境にあるし、何でもすぐに手に入る環境にありますので、昔ならば、子どもに「何が食べたいか」、「何が欲しいか」と聞くと、寿司、ステーキ、ケーキが欲しいなどとなったと思うのですが、最近ではそういうのが見られないような気がしています。その意味でも、ただ給食を作るセンターというのではなくて、食育ということも重視したセンターができるということは、子どもたちのとてもよい勉強になると思っていますので、非常に期待できるものですし、夢のような施設で、よくここまで考えてくれたと思います。このような施設がある市ならば、私ならもっと子どもを産みたいですし、他の市町村にもアピールすれば、それなら石狩市に引っ越して子育てしたいと思う若い夫婦も出てくるかもしれないと思い、その意味でも、ただの給食センターというのではなくて、人口が減ってきている石狩市の人口増加にもつながるような素晴らしい施設になるのではないかと思います、期待しています。このまま充実した中身で早くできることを期待しています。

(松尾委員) 私も皆さんと同じことを考えておりました。昨今では皆さんご承知のとおり給食を実施する場合に民間に委託するという選択肢もあるわけですが、そういう中で行政として、自前でやっていく、大きな投資にもなるわけですから、給食を提供するという部分は本筋となるわけですから、しっかりとやっていただく中で、それにプラスアルファとして、このような公共的な付加価値を付けていくということは、とても大事だと思いますし、施設の機能という項目の1番目にこういう考え方が述べられていることは、非常に野心的であり、すごいなと思っています。是非良い施設にしていただければと思います。ところで、6頁の施設機能の中で市民図書館、児童館及び総合保健福祉センターなど既存公共施設とのネットワーク化を強化し、市民の利便性向上を目指しますという所で、現時点で具体的に他の施設とこういう取組を実施しようと思っているなどイメージがもしあればお聞かせ願います。

(成田センター長) 既存の公共施設とのネットワーク化というのは、まずは物理的に立地条件から場所が近いと、お互いにりんくるに来た人が歩いてこちらに来

ることができるという部分があります。図書館、児童館も同様です。また、給食センターですので、食に関する学びの場として、保健福祉部所管の健康相談、食を通じた健康推進関係の講習会、勉強会などうまく連携して開催できると考えています。そのような意味で場所を近くして、人的にもネットワーク化を図って連携した事業展開を図りたいと考えています。

(徳田委員長) 学校給食が基本であることは間違いありませんが、それに食育センターという面が加わったという点が皆さんと同様に私も、非常に興味のあるところです。非常に良い給食センターができるのではないかと思っており、大いに期待したいと思っています。よろしく願いいたします。

(徳田委員長) 他に質疑等がないようですので、議案第7号については、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、議案第7号については、原案どおり可決しました。

### 議案第8号の審議を非公開とする件について

(徳田委員長) 議案第8号 教職員の処分内申については、石狩市教育委員会会議規則第15条第1項第1号に該当しますので、非公開案件として、後ほど審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定しました。

(徳田委員長) 以上で、日程第2 議案審議を終了します。

### 日程第3 教育長報告

(徳田委員長) 日程第3 教育長報告を議題とします。教育長から報告をお願いします。

(鎌田教育長) 始めに、先週土曜日の双葉小学校の卒業式をもって市内の小中学校すべての卒業式が終了しました。各委員にご出席いただきましたことに改めてお礼申し上げます。それでは時系列的に主なものを報告いたします。

- 2月17日 市シニアプラザはまなす学園修了式  
(77名が修了 年間16回の講座)  
管内市町村別教育推進会議  
学校給食センター運営委員会と教育委員との懇談
- 2月18日 平成25年度学校ヒアリング(～25日)  
・25年度の学校経営の評価について  
・26年度の学校経営方針について
- 3月4日 定例市議会一般質問(～5日)10名26項目の質問  
・徳田委員長の教育に関する思いについて  
・教育委員会制度の改革について  
・教育行政執行方針について  
・学校給食センターの建設について  
・いじめ防止について  
・学力・体力向上について
- 3月15日 第26回石狩公民館まつり(～16日)28団体、来館者1,216名
- 3月18日 スキージャンプ伊東大貴選手ソチオリンピック団体銅メダル獲得  
お祝いセレモニー
- 3月24日 第1回定例市議会最終日  
26年度教育予算要望回答
- 3月26日 キャンベルリバー少年少女親善訪問ヤングアンバサダー結団式  
市民カレッジ第10回修了証授与式  
学校職員退職辞令交付(双葉小2教諭)

以上です。

(徳田委員長) ただいま、教育長から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

なし

(徳田委員長) 他に質問等がないようですので、教育長報告を了解ということではよろしいでしょうか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、教育長報告を了解しました。

(徳田委員長) 以上で、日程第3 教育長報告を終了します。

#### 日程第4 報告事項

(徳田委員長) 日程第4 報告事項を議題とします。

#### ② 石狩市教育プラン後期基本計画の策定作業の進捗状況について

(徳田委員長) 報告事項②石狩市教育プラン後期基本計画の策定作業の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

(上田課長) 報告事項2 教育プラン後期基本計画の策定作業の進捗状況について、ご報告いたします。資料の12頁をご覧ください。本件につきましては、昨年8月の教育委員会会議でのご協議を経て、策定手法のご了解をいただきながら、これまで策定作業を行ってまいりました。まず、教育プラン策定委員会(各部会)の検討状況ですが、学校教育部会と社会教育部会を昨年10月から1月まで併せて11回開催し、施策の総括や今後の方向性を確認しました。事業指標等の方向性の主な事項として、中ほどの表にまとめてありますが、152の事業・施策では、さらに検討が必要なものが11、他部との調整が必要なものが27、削除するものが9、変更するものが2、継続するものが103、新たなものが3となっております。右の欄は、指標に関するもので、内訳は記載の数となっております。点線の枠で囲んだ箇所が、具体の項目ですが、事業・施策で検討が必要なものは、安全安心や奨学金に関するもの、削除するものでは、学校施設の耐震化など、すでに達成されたものや、13ページの一番上の指標では、ホームページ開設学校の割合、耐震補強未完了な学校数などがあります。変更するものは、事業・施策では、具体的な施策との整合や、既に達成し次の段階に入るものなど、また指標では、施策の方向性や小項目の趣旨や文言の整合性を意識した内容になるよう検討するものです。また、市民の声の反映として、関係する3つの審議会の委員からそれぞれの立場で、意見をいただけるよう、会議の場を借りて、趣旨の説明とアンケートをお願いしたところです。14ページは、策定委員会本体の検討状況ですが、2月に実施し、各部会の検討状況と今後の進め方を確認しました。市民の

声の反映としては、記載の団体の代表の方などからヒアリングを行い、教育行政に対するご意見を伺いました。今後の進め方については、市長部局との連携として、総合計画やこどもに関する計画の担当部署と情報共有、施策等の整合を図るとともに、市民の声のさらなる収集、反映として、引き続き記載の団体の方々の懇談の場を設け、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。以上です。

(徳田委員長) ただいま、事務局から説明がありましたこの件について、ご質問等ありませんか。

(松尾委員) 市長部局との連携の中で、総合計画が新しいものになるということで、そちらとの関係では、具体的な話は何か入ってきているのでしょうか。

(上田課長) 総合計画については、具体的にはまだありません。子育ての計画が新年度から策定ということで大まかなスケジュール以外には情報をいただいております。

(徳田委員長) 他に質問等がないようですので、報告事項②を了解ということでよろしいですか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、報告事項の②を了解しました。

### ③ 委員提案制度の試行について

(徳田委員長) 報告事項③委員提案制度の試行について、事務局から説明をお願いします。

(上田課長) 報告事項③委員提案制度の試行について、ご報告をいたします。資料の15頁から17頁になります。この取組については、昨年、中村前委員長より教育委員からの提案制度を会議規則に位置付けてはどうかというご意見があり、ご議論をいただいた上で、まずは試行しながら、一定程度積み重ねて判断しようとのことで始めたものですが、1年が経過しましたので、今後の方向性を明確にしたいと考えています。昨年4月以降の会議で、議事録を作成する際に、意見、要望と思われるものを、件名、概要など表にまとめてありますが、全部で20件となっています。事務局としては、委員からの提案自体は、現行の会議規則でも対応可能であり、会議規則の日程に位置付けることはしないまでも、このように記録することは、事務や施策の進行管理を確認する上でも、意義があるものと考え

えております。委員の皆様のご了解をいただきましたら、今後もこの形で継続して実施してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(徳田委員長) ただいま、事務局から説明がありましたこの件について、ご質問等ありませんか。

(松尾委員) 今、事務局からお話のあったように、特段議事日程の中で「委員提案事項」という別枠を設ける必要はないかと思います。このようにまとめておいていただいて、その後どうなったかを確認できるというのは、非常に良いと思いますのでこのまま進めていただくとありがたいと思います。

(門馬委員) このように提案などが出てきているわけですが、小さなものから、単なるアイデア程度で実現には時間がかかるだろうというもの、諸問題があるだろう大きな問題までであると思います。制度としては、今松尾委員がおっしゃっていたように、このように整理していただくと忘れないで良いという思いがしますが、どこかの時点で一度振り返って、この提案はどうだったろうか、実現できたろうか、それともまだ時間がかかるのかという点検は、必要だと思いますので、これは今後の課題だと思います。

(山本委員) この制度が始まった経緯については、分からないのですが、この表自体はとても見やすく、良い形で整理していただいていると思っていますので、こういう形で続けて行って欲しいと思っています。

(徳田委員長) 3人の委員の皆さんから、このような形で記録として整理して残しておいていただくことについては、了解いただけたと思っています。もう一点門馬委員から、記録として残すだけではなくて、一定の段階でそれをもう一度眺めて、再検討する必要があるものは再検討をし、済んだものは済んだことを確認するなどの点検が必要というご意見がありました。これは私も同様に思うわけで、これは半年に1回ぐらいの頻度でまとめていただけるかと思いますので、まとまった時点でもう一度見直すということになるかと思います。事務局いかがでしょうか。

(上田課長) 門馬委員からのご指摘について、委員長からもお話がありましたが、事務局といたしましても半年単位ぐらいで振り返りをすべきと考えておりますので取り組んで参りたいと思います。

(徳田委員長) それでは、事務局からもそのように取り組んでいただけるということですので、報告事項③を了解ということによりよろしいですか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、報告事項の③を了解しました。

(徳田委員長) 以上で、日程第4 報告事項を終了します。

## 日程第5 その他

(徳田委員長) 日程第5 その他を議題とします。事務局から何かございませんか。

### ①教育委員会で取り組む広報について

(上田課長) 教育委員会で取り組む広報について、報告します。資料を1枚ご用意させていただきました。魅力あふれる石狩市の教育という資料です。これは、2月に徳田委員長と松尾委員からこのような取組をとということで、一度事務局と打ち合わせをさせていただき、このようにまとめたものです。今12の項目があり、それぞれ学校での取組や生涯学習関連の取組ということで、実施状況や特徴などを様式にまとめて北海道新聞社などへの情報提供を意識してということで、まだここにある12については、急遽追加したものもあり、文化財、図書館関係の資料はまとまっていないのですが、先日北海道新聞の記者さんにご相談したところ、このような情報提供をしていただけるのは、非常にありがたい、役に立つというお話をいただいたところです。この資料では、標題だけを掲載していますが、全体がまとまった時点で北海道新聞社さんに情報提供するとともに、市教育委員会広報紙にも活用できるところは載せてまいりたいと存じますので報告させていただきました。以上です。

(徳田委員長) ただいま、事務局から説明がありましたこの件について、ご質問等ありませんか。

なし

(徳田委員長) それでは、今12項目挙がっておりますが、市民の皆様には石狩市の教育の良い所をもっとアピールをして、市民や子どもたち、保護者が一体となって元気を持って教育に当たっていきましようという趣旨ですので、今後何らかの機会を通じて是非伝えていければと思います。

(百井部長) 今の内容で進めさせていただきたいと思いますが、報道機関も色々な所がありますので、身近な所ということで打診という意味で道新さんの方には相談させていただきましたが、広く報道機関、関係に取り上げていただけるように、また事務局でも情報を蓄積して視察その他関係の方々にチャンスがあればいつでも出せるというようなことも含めて準備を進めさせていただければと存じます。

(徳田委員長) それでは、本件については、了解ということによろしいですか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、本件を了解しました。

## ② 教育委員会のホームページについて

(徳田委員長) 教育委員の皆さんから何かございませんか。

(松尾委員) 今の話とも関連しますが、先ほど報告のあった委員提案制度の資料の16頁の上から3番目にも記載がありますが、教育委員会の広報広聴についてということで、私が出させていただきました意見なのですが、3つ目の所は、まさにこれから取り組む部分ですが、取り上げていただく際のスペースの関係で可能であればこの件に関するお声をいただく窓口として教育委員会の連絡先等を記載していただければと思います。また、先日徳田委員長とも作業チームということで検討させていただきましたが、3点の中の一番上の教育委員会のホームページについてです。色々な委員活動をした際の記録的なものやプロフィールについてもこんな人がやっているのかと分かるように記載していくことも必要なのではないかと検討させていただきました。参考資料として鎌倉市の教育委員会で使われているフォーマットを出させていただいたのですが、そちらの方では、氏名、職名、任期、更にプロフィールと教育への考えについての記載がありました。石狩市の教育委員会としてプロフィールと教育への考えを一つにまとめて、プロフィールと何かひと言あればということでこちらの中に何か書いていただくということをお願いできればと考えています。特別顔写真が出るわけではないのですが、もう少し顔の見える教育委員会ということで進めさせていただければと思いますのでよろしくお願いたします。以上です。

(徳田委員長) それでは、本件については、了解ということによろしいですか。

異議なし

(徳田委員長) ご異議なしと認め、本件を了解しました。

以上で、日程第5 その他を終了します。

## 日程第6 次回会議の開催日程

(徳田委員長) 日程第6 次回会議の開催日程を議題とします。

(徳田委員長) 次回については、4月24日の木曜日、13時30分からの開催を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

(徳田委員長) 以上をもちまして、公開案件は終了しますが、それに先立ち、3月31日をもってご退職されます柴口次長、池垣課長、ご転出の上田課長、尾崎課長からひと言ご挨拶をいただければと思います。

(柴口次長) 2年間大変お世話になりました。非常に見識の高い教育委員さんたちから核心をついたご質問をいただきました。そのご質問の際に市民の誰にでも分かる言葉に置き換えてご質問をいただきましたことは大変勉強になりました。私ども学校現場にいる時にも言ったつもり、分かってもらったつもりというのが伝わっていないということも大分あったらうなと反省をしました。また、そのご質問をいただきましたことで文章にしましても説明にしましても言葉足らずの所を説明させてもらうというチャンスをいただきまして、市民の皆さんに分かりやすい形で報告がホームページ等で流されたということで感謝しております。私は学力向上推進を中心としてやらせていただきましたが、これはご家庭や地域の方々の協力なしには、上がらないということが分かってきて、そうなった時に、いよいよ皆さんに分かってもらって初めて理解や協力が得られるということを経験しましたときに、これは、もう一つ考えなければならぬと非常に反省もいたしました。各学校のがんばりによって成果は上がってきていますが、私自身としましては、まだ成果半ばで退任させていただくことになりまして、お詫びするしかありませんが、大変勉強させていただきましたことを学校現場にもどりまして活かしたいと思っておりますし、石狩市をアピールしたいと思っております。本当にありがとうございました。

(池垣課長) 3月31日をもちまして、定年退職をいたします。私は、旧厚田村役場に昭和47年に入りまして、教育委員会は厚田村時代に社会教育で12年間、その後、合併して石狩市で3年間、計15年間、私の公務員生活の3分の1が教育で仕事をさせていただきました。この間、多くの方の支えがあって今の私があると思っています。教育委員の皆様におかれましては、今までも色々な形でご指導ご助言いただいたことにこの場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。4月からは、また再任用ということで働かせていただきます。それも教育委員会で働かせていただくことになりました。厚田生涯学習課の再任用ということで働かせていただきますので、また今後ともお世話になると思います。それとともに3年間ではありましたが本当にお世話になりました。ありがとうございました。

(上田課長) このような機会をいただきありがとうございます。平成23年に教育委員会に参りまして、これまで3年間教育委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。初めての教育委員会勤務ということで更に主管課長ということで職責を全うできるか不安な日々でしたが、周囲にも支えていただきまして何とか過ごせたことに感謝の気持ちでいっぱいでございます。教育委員会では数多くの思い出があるのですが、異動して早々、学校施設の改修の為の交付金が東日本大震災の影響で受けられるか受けられないかという状況で右も左もわからない状態で当時、文部科学大臣の所に市長と一緒にお願いに行ったということが一番強い印象に残っています。4月からは石狩湾新港管理組合に派遣となりまして、12年ぶりの職場勤務なのですが、当時とは港の状況も大きく変わっておりまして、先ずは現場を知ることが第一に、石狩市の核となる石狩湾新港の発展に微力ながら寄与できればという気持ちで取り組んで参りたいと存じます。本当にありがとうございました。

(尾崎課長) 平成23年度から3年間浜益生涯学習課長ということで、立場的には市民生活課長と兼務ということで非常に多種多岐にわたる業務で兼務させていただきました。生涯学習関係では、小学校がICT授業ということで、子どもたちがパソコンを駆使しながら電子黒板を駆使しながら自分たちで記事を作るということで、拝見した中で我々の時代と随分違うな、進歩したなと思いました。一方で徳田委員長にもお世話になりながら、保健福祉部の方の事業で補助執行という形で放課後子ども教室というのをやりました。サイエンスアイでも徳田委員長に色々お世話になって、子どもたちに家に帰ってただテレビだとかゲームに没頭するだけではなくて、色んな活動ができるのだという部分は、少しずつでも浸透したのかなと思っています。子どもたちが伸び伸び育っているなど実感しました。中学校についても旧浜益高校校舎への移転と体育館の建替えということで、3年間の中で本当に順調に校舎の移転から2年目でグラウンドの造成、3年目で体育館立て替えということで地元の方でも非常に喜ばれて、一方では浜益中学校に

については、小規模校ということで、なかなか団体競技の部活がチームを組めないという点で同じ状況の厚田中学校と共同の部活動を実施しました。体育館ができて非常に嬉しい反面、部活動については残念ながら厚田中学校の方が拠点で活動しているものですから、ちょっと寂しいかなと思いつつも、色々な部分で保護者とも向き合いながら色々な課題、色々な要望をいただきながら3年間務めさせていただきました。4月からは農業委員会事務局ということで本庁舎での勤務となります。また、何かの機会の皆様方と一緒にすることもあるかと思いつつ、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。3年間ありがとうございました。

(徳田委員長) 4人の方々には、石狩市の教育の為に多大なご尽力をいただいたと思っております。再度お礼と感謝を申し上げたいので拍手をお願いします。それでは、非公開案件の説明員以外の方は、ご退席願います。

---

**【非公開案件の審議等】**  
**2時48分～2時55分**

---

**閉会宣告**

(徳田委員長) 以上をもって、3月定例会の案件は、全て終了いたしました。以上で、平成25年度教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

**閉会 午後2時55分**

**【非公開案件の審議等の結果】**

**議案第8号 教職員の処分の内申について**

原案どおり可決した。(質疑等省略)

**会議録署名**

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 26 年 4 月 24 日

委員長 徳 田 昌 生

署名委員 松 尾 拓 也